

## 私立大学の要望

### I. 予算関係

- 1 学生一人当たりの公財政支出における国私間格差13.5倍を是正するため、基盤的経費である私立大学等経常費補助の概算要求満額に向けた支援をお願いしたい。
- 2 ①コロナ禍における私立大学学生への継続的経済支援、②ポストコロナを見据えた新たな教育等（DX予算、リカレント教育、数理・データサイエンス・AI教育）に対する支援が必要である。
- 3 低所得層を対象とした修学支援新制度がスタートしたことにより、令和2年度から私立大学等経常費補助による「中間所得層（給与所得者841万円まで）への支援」が廃止された。中間所得層に対する新たな国の恒久的支援が必要である。

### II. 税制関係

- 1 平成28年度税制改正において創設された特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置については、適用期限が令和3年度末までとなっている。法人が実施する奨学金事業のニーズは依然として高く社会全体で支えていく必要がある。学校法人が行う奨学金事業の消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置の延長をお願いしたい。
- 2 リカレント教育など社会人の受講費用等について、所得控除の拡大を図るなどの社会人の学び直しに係る税制上の優遇措置や、私立学校への寄附税制の優遇措置の拡充が必要である。

### III. その他

- 1 国立大学偏重の高等教育政策の是正
  - SDGsやカーボンニュートラルなど、学問分野の枠に捉われない研究成果が期待される今、「10兆円ファンド」を含む科学技術政策は特定の国立大学を中心に考えるべきではなく、多様で個性的な私立大学の研究や産学共同研究への支援を強化すべきである。
  - 地方創生に資するSMART人材育成に向け、地方の国立大学の定員増が認められることになった。人材育成の支援や定員増などの大学の規模の問題は、国・私立といった枠組みを超えて、大学全体の計画的政策により実施すべきである。